

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年2月24日開催 労働金庫業界]

## 1. 感染拡大を受けた業務継続計画（BCP）の点検等について

- 年明け以降、新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に急拡大しており、31都道府県に対し、まん延防止等重点措置が適用されているところ、金融機関においても、感染リスクの減少・感染防止の取組みが引き続き求められる。
- 業務継続計画（BCP）等を再度点検していただき、預貯金・融資等の顧客対応業務についてはしっかりと継続していただくとともに、可能な範囲で、リモート機能の活用やテレワーク等の推進、顧客や職員の十分な距離の確保に努めていただくなど、金融機能の維持と感染拡大防止の両立に取り組んでいただくようお願いしたい。

## 2. 成年年齢引下げに向けた対応について

- 民法改正により、4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳・19歳の若年者は、親の同意を得ることなく、有効な貸付けの契約を締結できるようになる。
- 若年者へのカードローン等の提供は、各金融機関の経営判断によるものと考えるが、若年者については、一般的に、金融取引を含む社会経験が少ないことなどから、過大な債務を負うことのないよう、十分な配慮が必要。
- こうした観点から、先日、金融庁より各業界団体に対し、金融機関が若年者に対しカードローンを含む消費者向け貸付けを行う場合は、経営陣の主導のもと万全の態勢を構築し適切に取り組んでいただくよう、要請した。
- 成年年齢引下げ後においても、若年者が過大な債務を負うことにならないよう、適切に対応いただきたい。

### 3. 銀行口座等の旧姓使用に係る協力要請について

- 「旧姓の通称使用の拡大」については、女性活躍の視点に立った制度等の整備の一環として、政府としても各種の取組みを進めている。金融庁としても、住民票やマイナンバーカード等への旧姓併記を可能とする関係法令の改正時などに、本意見交換会を通じ、円滑な旧姓による口座開設等への対応をお願いしてきた。
- 金融機関の利用者等より、旧姓による口座開設等に対する要望に加え、
  - ・ 金融機関に対して、普通預金口座の名義を旧姓のまま維持したいと申し出たところ、「旧姓は維持できない」ということ以上の説明はなく、早急に新姓に名義変更する必要があると言われた、
  - ・ 身分証に旧姓が併記されているにもかかわらず、別途、口座を旧姓名義のままとする旨の申告書の提出が必要と言われたが、その必要性について、十分な説明がなされなかった等といった、旧姓による口座開設等に関する対応状況や、必要な手続き等について、丁寧な顧客説明を求める意見が複数寄せられている。
- 旧姓使用に対する社会的な要請の高まりも踏まえ、希望する顧客に対する適切な対応をお願いしたい。

具体的には、

- ・ 旧姓による口座開設等に可能な限り前向きに対応いただくほか、申し込みを受けた際の丁寧な顧客説明の徹底、
  - ・ さらに、旧姓による口座開設等に真に必要な手続きや、旧姓名義で取引可能なサービス等に関するホームページでの周知など、積極的な情報発信を通じ、顧客からの十分な理解を得られるよう努めていただきたい。
- 金融庁としても、関係省庁と連携しつつ、各金融機関における旧姓の通称使用への対応状況や、対応を進める上での課題等の実態把握を目的としたアンケート調査を実施する予定なので、協力をお願いしたい。

#### 4. 地方税統一QRコードへの対応について

- 2023年4月から導入される地方税統一QRコードの活用開始に向けて、地方公共団体や金融機関等において、準備・検討が進められている。
- 金融機関の中には、経営判断として地方公共団体との指定契約を将来的に更新しない方針であること等を理由に、QRコードへの対応を見送る金融機関もあると承知。
- そうした金融機関は、速やかに契約先の地方公共団体に連絡を取るなど、QRコード対応に向けて準備を進めている地方公共団体に混乱を来さないように留意する必要があるほか、QRコードに対応しないことで地方税納付のために来店する納税者の利便を損なわないよう万全を期していただきたい。
- また、金融業界全体を見渡せば、業態によっては、QRコードへの対応は決定しているものの、2023年4月の導入開始に間に合わない金融機関もあるものと承知。

QRコードへの対応の遅れを原因として、納税者の利便性を損なうことなどが無いよう、また、契約先である地方公共団体への影響が最小限度に留まるよう、金融業界として適切な代替措置を講じていただきたい。
- 予定通りQRコードに対応する金融機関においても、例えば、QRコードの対応が間に合わない金融機関から要請等を受けた場合には、対応可能となるまでの間の受け皿として収納業務を受託するなど、金融業界内で相互に連携しあい、遺漏なきよう対応していただきたい。

#### 5. 金融庁電子申請・届出システムへの移行に際する経過措置の終了について

て

- 2021年6月に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における緊急対応の取扱いについて（周知）」に基づき、金融庁では、金融機関等における金融庁電子申請・届出システム（以下「新システム」）への移行に伴う経過措置として、2022年3月31日までe

メールによる申請・届出等を受付可能としてきた。

- 当該経過措置が3月31日をもって終了することから、協会に対して、緊急対応としてのeメールによる申請・届出等の受付終了と新システムの利用に必要なgBizIDの取得等について、改めて周知した。
- また、gBizIDの取得には2週間前後の期間を要するとのことから、4月1日以降の新システム利用開始に間に合うよう、現在、gBizID未取得の金融機関等を対象として、gBizIDの取得方法等についてのオンライン説明会を開催。
- より多くの協会会員において新システムを利用した申請・届出等が行われるよう、一層の協力をお願いしたい。

## 6. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 気候変動や格差、人口減少等の社会的課題への対応が急務となる中で、こうした社会的課題の解決に資する資金やアドバイスを提供する金融（サステナブルファイナンス）の重要性が高まっている。
- 金融庁では、2021年6月、「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」として、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮という3つの柱で提言をまとめ、これに沿って対応を進めており、足許で動きのある点について紹介する。

### 《金融機関の機能発揮》

- カーボンニュートラルの実現に向けた経済・産業・社会の構造変化は、中堅・中小企業を含む幅広い顧客企業の事業に影響を及ぼす可能性がある。これを踏まえると、地域金融機関を含む各金融機関において、顧客の気候変動等の対応を支援し、顧客企業の将来的な事業の成長・持続可能性につなげていくとともに、気候変動に関連する変化に強靱な顧客基盤を構築することが、金融機関自身の持続可能な経営の確保にとって極めて重要。このような観点から、金融庁として、金融機関における気候変動対応の実施に資するガイダンスを整備する方針であり、作業を進めている。

○ その具体的な内容については、

- ・ 地域金融機関を含む金融機関が、顧客企業の気候変動対応や新たなビジネス機会の創出など支援するに際し参考となる考え方・事例
- ・ 特に大手金融機関等について、リスク管理を含めた金融機関自身の気候変動対応の在り方に係る、監督上の期待

の2つを柱として盛り込むことを想定しているが、今後関係者ともよく相談させていただきたい。

○ ガイダンスに止まらず、地域金融機関による企業支援に有用な情報や知見については、継続的に提供することが出来るよう、様々検討していきたい。

## 《市場機能の発揮》

### ① ESG 債の情報プラットフォーム

○ 1月31日に、日本取引所グループ(JPX)が「サステナブルファイナンス環境整備検討会」の中間報告書を取りまとめ・公表した。ESG債については、投資情報が散逸し投資に当たって実務上の課題がある等の点が有識者会議でも指摘されており、JPXの中間報告では、

- ・ 公募 ESG 債を対象に、発行情報、企業の戦略、外部評価等の情報を集約する「情報プラットフォーム」を、JPXとして年央目途に立ち上げる、
- ・ 「プラットフォーム」では、「ESG債」の情報に止まらず、地域金融機関の職員も含め、広く ESG に係る金融実務家の裾野の拡大に資するような教育コンテンツの提供・充実を進めていく

こととしている。

### ② ESG 評価機関

○ 企業の「ESG」の取組みなどを評価する「ESG 評価機関」について、評価の客観性・透明性の確保などの課題も指摘されていることから、2月、金融庁有識者会議のもとに「ESG 評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、こうした ESG 評価機関等に期待される行動規範等について議論

を進めていく。

## 《まとめ》

- 気候変動問題については、新たな資本主義の観点からも重要な取組みとして、政府としても、地域における脱炭素化やカーボンプライシング等の論点について方向を見出すべく、議論を進めている。我が国でもこうした検討など脱炭素化の動きが加速する中で、持続可能な地域経済の成長を実現していくためにも、地域金融機関の役割は大きいと考えており、引き続き、理解・尽力いただきたい。

## 7. 金融行政モニターについて

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関等からは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もある。
- 金融庁では、金融機関及びその職員等からの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして、2016年1月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 229 件の意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、
  - ・ 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化や、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃など、銀行法令の改正につながったケース
  - ・ 信託銀行における運用について信託業法等の解釈を明確にしたケースなど制度改正に繋がっている例もある。

- 金融行政に関する意見や提言を金融庁に届けるチャネルの一つとして、金融行政モニター制度も引き続き活用いただけると幸い。協会会員及びその職員に周知願いたい。

## 8. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

### 《継続的な顧客管理について》

- マネロン等対策における継続的顧客管理については、ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしている。
- 2021年3月に金融庁が公表した「マネロンガイドラインに関するよくある質問（FAQ）」において、リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）という考え方を示している。一方、金融機関においては、既存顧客の実態把握とリスク評価の見直しのために、アンケートの送付等を対応いただいているが、回収率が低いにも関わらず、印刷・郵送コストが負担となっているとの声が上がっている。
- その内容について、さまざまな意見が寄せられていることや、皆様の継続的顧客管理に係る負担軽減に繋げる観点から、SDDに係るFAQの記述の改定を検討している。具体的には、FAQにおいて、低リスク先であり定期的な情報更新をする必要がないと考えられる対象顧客について、その考え方を拡大するといった内容を盛り込むことを考えている。
- 改定案は、1月31日に各業界団体を通じて発出しており、2月28日まで改定案に係るコメントや質問を受け付けるため、意見や質問等があればいただきたい。
- 金融庁マネロン室のアウトリーチ等を通じて、アンケート送付以外の顧客の実態把握の方法等に係る事例紹介も積極的に行ってまいりたい。

### 《マネロン広報について》

- マネロン等対策に係る国民の皆様への周知・広報は引き続き重要と考えて

おり、3月以降、様々な媒体で継続的顧客管理に係る政府広報の実施を予定しているほか、金融庁独自のインターネット広告の掲載等を企画している。

- 官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、今後も、マネロン等対策への取組みに協力いただきたい。

#### 《実質的支配者リストの開始について》

- 1月31日から、全国84か所の商業登記所において、株式会社からの申出により、その実質的支配者（BO）に関する情報を記載した書面の写しを交付する、実質的支配者リスト制度が開始された。
- この制度の開始によって、「我が国の法人の実質的支配者情報の透明性の向上」や、「銀行などの特定事業者による実質的支配者情報の確認の一層の円滑化」が期待されており、積極的な利用を検討いただきたい。
- 実質的支配者の確認については、マネロンガイドラインの中で、信頼に足る証跡を求めることをお願いしている。当制度の利用も含めて、各社において適切に実質的支配者の確認が行える態勢を整備していただきたい。

（以 上）